

令和7年 第9回八幡浜市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年9月5日(金) 13時30分

2 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3 出席委員

○農業委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 松本 有加
事務局次長 松浦 秀紀
事務局 菊池 嘉隆、木村 有美

4 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第34号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転) 6件

議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約) 4件

報告第8号 農地法第18条第6号の規定による届出等について 6件

第4 協議・連絡事項

・第10回農業委員会総会について

5 会議の概要

- 事務局長 ただいまから、令和 7 年第 9 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。
- 本日の出席委員は、19 名中 19 名で総会成立の定足数に達しております。
- それでは、菊池会長から招集の挨拶をお願いします。
- 会 長 (招集挨拶)
- 議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思えます。こちらで指名してよろしいでしょうか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 それでは議事録署名人に「3 番、菊池 眞策 わたくし」と、「4 番、樋田 都 委員」を指名します。
- 議 長 続きまして、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
- 番号 29 から 32 について一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、番号 29 から 32 について一括して説明します。
- 番号 29、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「3,307 m²」、他 2 筆、計「3,652 m²」、3 条有償移転です。
- 譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
- 譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
- 申請事由としては、譲渡人は、離農するため、農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したい、であります。
- 本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 続きまして、番号 30、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,499 m²」、3 条有償移転です。
- 譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
- 譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
- 申請事由としては、譲渡人は、離農するため、農地を譲り渡したい。

譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したい、であります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、番号31、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「916㎡」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、離農するため、農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したい、であります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、番号32、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「42㎡」、他7筆、計「8,440㎡」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢により耕作ができないので、後継者に譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、後継者として経営を継承したい、であります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

6 番

29番から32番まで説明したいと思います。

29番ですが、譲渡人「〇〇〇〇」〇〇歳、離農して12月に息子さんのいる〇〇〇〇に行かれるそうです。

譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、柑橘を栽培されて、〇〇〇〇の方に勤められております。

この土地ですが「〇〇〇〇」さんの自宅に隣接しておりまして、「〇〇〇〇」さんのお父さんが亡くなった後に伐採しまして、更地になっております。

「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇の退職を見越してこの土地を譲り受けて、みかんを植え付けて規模拡大をしたいそうです。

何も問題ないので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

次に30番ですが、譲渡人は「〇〇〇〇」さん〇〇歳、譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、現在奥さんと息子さんと柑橘とナスを栽培されております。

この土地ですが、現在「〇〇〇〇」さんがナスを栽培されておりまして、譲り受け後も引き続きナスを栽培されるそうです。

31番ですが、譲受人が「〇〇〇〇」さん、譲受人が「〇〇〇〇」さん〇〇歳で、奥さんと柑橘を栽培されております。

この土地ですが「〇〇〇〇」さんの家に隣接している土地で、温州ミカンが植えてあります。現在「〇〇〇〇」さんの方が管理されております。

譲り受け後も引き続き温州ミカンを栽培されるそうです。

続きまして32番ですが、譲渡人が「〇〇〇〇」さん〇〇歳、譲受人が「〇〇〇〇」さん〇〇歳。

「〇〇〇〇」さんですが、「〇〇〇〇」さんの孫に当たりまして、「〇〇〇〇」さんとお父さんの「〇〇〇〇」さん〇〇歳と一緒に、熱心に農業をやっています。

何も問題はないと思いますので、この4件について承認をよろしくお願ひします。

議 長 番号 29、30、31、32 について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第34号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)」を上程します。

番号 26 から 27 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第34号、番号 26 から 27 について一括で説明します。

番号 26、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「415 m²」、他3筆、計「1,322 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇

〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。

番号 27、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「107 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まずは 26 番、「〇〇〇〇」さん、買う人が「〇〇〇〇」さんですが、元々「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんの山を小作されとって、「〇〇〇〇」さんが売りたいということで話がまとまりました。

一部、倉庫が建っている部分も含めて、全て売買するというので、話がつきました。問題ないと思います。

次の 27 番、この「〇〇〇〇」さんは、現状として〇〇〇〇で山を作っているわけですが、ちょっと離れ地ということで「〇〇〇〇」さんが作るということでの売買が成立するという事です。全く問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 番号 26、27 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 28 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 28 について説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「470 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番 番号 28 について説明します。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」君〇〇歳。

この土地は、昔の集中豪雨の時に崩れた所の隣にありまして、山に亀裂もあって、運搬も不便な土地なので耕作をやめようと思って、隣接地に 2 軒の農家があるんですが、片方は高齢なので若い方の「〇〇〇〇」君に耕作してくれないかと頼んだところ、快く耕作するというので、この売買に至りました。

何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 番号 28 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 29 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 29 について説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,081 m²」、他 1 筆、計「4,233 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 この土地は、以前、新規就農者が耕作しとったんですが、その人はもうほとんど耕作せずに荒れた状態でありました。

「〇〇〇〇」さんは自分の息子はおるんですけど、もう農業をしないということで、農地を縮小しているところです。

移転を受ける人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳でバリバリでやられております。

「〇〇〇〇」さんに話をして、この土地をすることになりました。
特に問題はないと思います。
以上です。

議 長 番号 29 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 30 について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 30 について説明します。
所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,022 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 それでは 30 番について説明します。

この農地に関しましては、〇〇〇〇の上の方に隣接する農地となっております。今回、譲り渡し人である「〇〇〇〇」さん〇〇歳なんですが、〇〇〇〇を営んでいる中で、両親がいらっしゃる間は両親とともに管理をしており、両親が亡くなられて以降は、別の方が今まで耕作していたんですけども、この度、その方が耕作するのをやめられるということで、今回、譲受人である「〇〇〇〇」さん〇〇歳、前回の総会の際にもこの方の案件があったんですが、またこちらも「〇〇〇〇」さんの家に近いということで、かつ前回売買がありました農地と近いということで、もう同じく管理をしていただけるということで、快く引き受けていただきました。

何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 番号 30 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 31 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 31 について説明します。
所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「495 m²」、他 1 筆、計「571 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 それでは 31 番を説明させていただきます。
所有権を移転する売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、高齢で後継ぎもいないため、以前より畑の処分を考えられておりました。
所有権の移転を受ける買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、現在は〇〇〇〇で〇〇〇〇をされておまして、過去には〇〇〇〇されたり、〇〇〇〇の篤農家の人になります。
今回のこの畑なんですけど、もともと「〇〇〇〇」さんの畑の隣接地にありまして、2 年程前に「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんから借り受けて耕作されていた畑になります。
今回、双方合意の上に売買の運びとなっています。
特に問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。

議 長 番号 31 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第35号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)」を上程します。
番号55について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第35号、番号55について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,555㎡」、他1筆、計「2,349㎡」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇なんですけども、先ほどの「〇〇〇〇」さんが使用するというので、最初50年でもいいということだったんですけど、50年だと〇〇歳を超えることになり、何が起こるか分からないということで、40年が妥当じゃないかという話になりました。
何も問題ないと思います。

議 長 番号55について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号56について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号56について説明します。
番号56についてですが、面積に少し修正があります。

今回、〇〇〇〇の2筆なのですが、隣接した2筆の園地のうち、道沿いの下半分のみ耕作するため、面積の欄に修正があります。

「〇〇〇〇」については、「3,911 m²」のうち「857 m²」。「〇〇〇〇」については、「3,533 m²」のうち「775 m²」。合計で「7,444 m²」のうち「1,632 m²」のみ。

一部のみ耕作するとのことですので、面積欄に追記をお願いします。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号56について説明いたします。

貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳とそう高齢ではないんですけど、体調が悪いということで、全部耕作できないということで、借り手の「〇〇〇〇」さん〇〇歳なんですけど、ものすごく面積を作られている方が苗木を植えられて、作ってもいいということで今回の運びになりました。

何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 番号56について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 ここにクーラーは入っているんですか。

5 番 クーラーは入ってはいたけど止めていて、「〇〇〇〇」さんが基盤整備を減らして、苗木を植えられて当たるといことです。

委 員 クーラーの復活はするんですか。

5 番 クーラーは除けています。

委 員 中山間は入っているんですか。

5 番 中山間には入っていると思います。

委 員 この地番で途中までというのは、中山間はいいんですか。

5 番 それは、お互いが面積の変更するんじゃないでしょうか。

農業委員会ではなく、〇〇〇〇地区の中山間で、「〇〇〇〇」さんの分、「〇〇〇〇」さんの分で計算して、申請をし直すのではないかと思います。

議 長 その他に何かございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 他にないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 57 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 57 について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「4,299 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 57 番について説明します。
貸し手の「〇〇〇〇」さん〇〇歳。借り手の「〇〇〇〇」さん〇〇歳、幅広く経営をされております。
「〇〇〇〇」さんの方がちょっと体調を悪くしまして、規模を縮小したいということ、収穫ができる園地を増やしたい「〇〇〇〇」さんとの間で話がまとまりました。
この土地なんですが、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ向かうトンネルの間の橋の正面に見える部分の苗木の部分が「〇〇〇〇」さんの園地で、その左側の隣接している園地が「〇〇〇〇」さんの園地になります。
何も問題ないと思われるので承認のほどよろしく願い。

議 長 番号 57 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 58 について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 58 について説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,755 m²」、他 2 筆、計「5,189 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃借料は年に〇〇〇〇の物納となっております。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

14 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で規模を縮小されております。

「〇〇〇〇」さんは、「〇〇〇〇」さんの親戚にあたりまして、〇〇歳。お父さんお母さんも元気で一緒に作業されておるところ見ました。

農道を挟んで上下になるような土地で、ちょっと傾斜があるんですが、杉垣などもきちんと手入れされて、健全な農地として利用されています。

特に問題はないと思います。

議長 番号 58 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等に

ついて」事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明します。

番号 42、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「495 m²」、他 1 筆、計「571 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」、賃借人「〇〇〇〇」、解約の理由は「売買契約に変更するため」。

以降の案件は報告案件のため説明は省略いたします。

以上です。

議長

報告事項でありますので以上で終わります。

議長

続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長

それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6 閉 会 14時20分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年9月5日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 菊 池 眞 策

議事録署名人 樋 田 都